

## 地方分権改革推進委員会第2次勧告に関する要望

平成 21 年 3 月 10 日  
男女共同参画会議  
監視・影響調査専門調査会

地方分権改革推進委員会は、国の出先機関である都道府県労働局のブロック機関化及び地方厚生局との統合を行うべき旨の第2次勧告を平成20年12月8日に公表した。

男女共同参画社会を実現するためには、働きたい人が性別に関わりなくその能力を發揮できるよう、雇用の場において男女の均等な機会と待遇が確保されることや、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現されることが重要となる。雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等は、こうした雇用の場における均等な機会の確保や仕事と生活の調和の実現について、労働者の権利を保障し、調停等労働者と事業主との間の紛争の解決手段を整備するなど、重要な役割を果たしている。都道府県労働局の雇用均等室は、これらの法律に基づいて、第一線機関として、事業主に対して指導等を行ったり、労働者や事業主からの相談を受け付けたりして、労働者の権利の救済や労使紛争の解決を図るという機能を担っており、相談件数も増加の一途をたどっている。

しかし、第2次勧告で示された都道府県労働局のブロック機関化により、雇用均等室がブロック機関化され、その結果、都道府県単位でこれまでの機能が維持されないということになれば、労働者、事業主双方にとって身近な相談窓口や迅速な労使紛争解決の手段が失われ、労働者の権利の救済に大きな影響を及ぼすおそれがある。今後予定されている国の出先機関の見直しに当たっては、こうした問題点や相談件数が増加している現状を十分踏まえ、男女共同参画の観点から、全国どの地域においても等しく労働者の権利が守られ、労使双方にとっての利便性が低下しないようにすることが必要不可欠である。雇用均等室の機能について十分な議論が行われないまま見直しが行われることには問題があり、現在都道府県単位で雇用均等室が担っている機能が低下することなく、各地域できめ細かに發揮されるよう慎重に検討していただくことを要望する。